

ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用基準

(趣旨)

第1条 この使用基準は、指宿市（以下「市」という。）のゼロカーボンシティいぶすきロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴの目的)

第2条 ロゴは、ゼロカーボンシティいぶすきのシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用し、ゼロカーボンシティいぶすきの認知度を高めるほか、その実現に資する取組を推進することを目的とする。

(ロゴの仕様)

第3条 ロゴの仕様は、別に定めるゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用ルールブック（以下「ルールブック」という。）のとおりとする。

2 ロゴに関する一切の権利は、市に属する。

(ロゴに係る事務)

第4条 ロゴに係る事務は、指宿市総務部企画政策課（以下「事務局」という。）が行う。

(使用承認の申請)

第5条 ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ事務局に使用承認の申請を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市または市が構成員となっている組織がゼロカーボンシティいぶすきの普及啓発を図ることを目的に使用する場合
- (2) 学校その他の教育機関が教育の目的で使用する場合
- (3) 新聞、テレビ等の報道機関が報道を目的に使用する場合

(4) その他事務局が申請を要しないと認めた場合

2 前項の申請を行う者は、ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

(1) ロゴの使用状況が分かる資料又は見本

(2) その他事務局が必要と認める書類

（使用承認等）

第6条 事務局は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、ロゴの使用を承認するときは、ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用の制限）

第7条 事務局は、ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとし、ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用不承認通知書（第3号様式）による申請者に通知するものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 市の信用や品位を損なう等市に損害を与えるおそれがあると認められるとき。

(3) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。

(4) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用されるおそれがあると認められるとき。

(5) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあると認められるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するおそれがあるとき。

- (7) 第2条に規定するロゴの目的に反するような使用となる場合。
- (8) ロゴの使用により誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (10) ルールブック及びその他指示等に反する使用のおそれがあるとき。

(使用期間)

第8条 ロゴの使用期間は、ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用承認通知書（第2号様式）に記載の使用承認期間とし、これを超えて使用する場合は、改めて第5条第2項の届出を行わなければならない。

(承認内容の変更等)

第9条 第6条の承認を受けた者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用変更申請書（第4号様式）に第5条第2項に掲げる書類を添えて、事務局に申請しなければならない。ただし、事務局が認めた場合は、この限りではない。

2 第6条及び第7条の規定は、前項に規定する変更について準用する。この場合において、第6条中「前条」とあるのは「第9条第1項」と、「ロゴの使用を承認」とあるのは「変更承認を」と、「ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用承認通知書（第2号様式）」とあるのは「ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用変更承認通知書（第5号様式）」と、第7条中「ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用不承認通知書（第3号様式）」とあるのは「ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用変更不承認通知書（第6号様式）」と読み替えるものとする。

(使用料及び手数料)

第10条 ロゴの使用料及び手数料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第11条 ロゴ使用の承認（使用変更承認を含む）を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に反する使用はしないこと。
- (2) ルールブックを遵守すること。ただし、事務局が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) ロゴ使用の承認を受けた物件（以下「物件」という。）について、商標法による商標登録又は意匠法による意匠登録の出願を行わないこと。
- (5) その他事務局の指示に従うこと。

（使用状況等の報告又は調査）

第12条 事務局は、使用者にロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（改善指導）

第13条 事務局は、ロゴの使用状況がこの使用基準又は承認内容に反すると認められるときは、当該内容に沿うように改善指導することができる。

（承認の取消し等）

第14条 事務局は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、ゼロカーボンシティいぶすきロゴ使用承認取消通知書（第7号様式）により、承認の取消しをするとともに物件の回収等を求めることができる。

- (1) 使用者がこの使用基準に違反していると認められる場合
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他ロゴの使用の継続が不適当であると認められる場合

（経費等の負担）

第15条 市は、ロゴの使用承認申請（使用承認変更申請を含む。）に要する費用及び

ロゴの使用に係る経費又は役務等を負担しない。

(免責)

第 16 条 市は、第 7 条各号のいずれかに該当した場合について及び次の各号に掲げる損害又は損失について法律上の責任を一切負わない。

- (1) 第 11 条の規定による使用上の遵守事項が守られなかったことにより使用者に生じた損害又は損失
- (2) 第 13 条の規定による改善指導による使用者に生じた損害又は損失
- (3) 第 14 条の規定による承認の取消し等により使用者に生じた損害又は損失
- (4) ロゴ使用により使用者又は第三者に生じた損害又は損失

(損害賠償)

第 17 条 使用者は、ロゴ使用に際し、市に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すことができない事由によるときはこの限りではない。

(情報の公開)

第 18 条 事務局は、ロゴの使用承認に関する使用物件及び件数等を公開することができる。

(その他)

第 19 条 この使用基準に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この使用基準は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。